

議案第 26 号

日出町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部改正について

日出町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例

日出町社会福祉法人の助成の手続に関する条例（平成 27 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「交付した」を「交付された」に、「譲渡し」を「譲り受け」に、「貸し付けた」を「借り受けた」に改める。

第 8 条の見出しを「(補助金等の返還)」に改め、同条中「ときは」の次に「、助成の決定を取り消し」を加え、同条第 2 号中「助成」を「第 6 条第 1 項に規定する町長の承認を受けずに助成」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 2 項」の次に「又は第 6 条第 2 項」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(5) 次条の規定により報告をしなかったとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後にされる助成について適用する。

理 由

社会福祉法人に対する補助金等の返還を命じる場合の要件を見直したいので提出する。